

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	工作物の新築等の許可
根拠法令	河川法（昭和39年7月10日法律第167号）
条項	第26条第1項
法令の規定	<p>【河川法第26条第1項】</p> <p>河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川の河口附近の海面において河川の流水を貯留し、又は停滞させるための工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者も、同様とする。</p>
審査基準	<p>① 治水上又は利水上の支障を生じるおそれがないこと（イからロにより検討する）。</p> <p>イ 工作物の一般的な技術基準について、「河川管理施設等構造令」</p> <p>ロ 設置について、「工作物設置許可基準」</p> <p>ハ 土木工学上の安定計算等について、「河川砂防技術基準(案)」</p> <p>② 社会経済上必要やむを得ないと認められるものであること。</p> <p>③ 当該河川の利用の実態からみて、当該工作物の設置により他の河川使用者の河川の使用を著しく阻害しないこと。</p> <p>④ 当該工作物の新築等を行うことについての権原の取得又はその見込み、関係法令の許可、申請者の事業を遂行するための能力及び信用など、事業の実施の確実性が確保されていること。</p>
標準処理期間	80日
処分担当所属	土木部河川課、各土木事務所
提出先	各土木事務所
相談窓口	各土木事務所
備考	